

経済のグローバル化と監査の質

— 監査人，監査報酬，監査意見の国際比較分析 —

矢澤 憲一
青山学院大学

要 旨

本研究の目的は、日本を含む多国間データを用いて、各国の監査の質を比較するとともに、ローカルコンテキストが監査の質に与える影響を検証することである。日本を含む 32 か国・地域の上場企業データ 74,863 社・年を用いて検証した結果、監査の質の代理変数である監査報酬、監査人、監査意見は、各国において差異があることが明らかとなった。監査報酬についていえば、日本は、32 か国・地域中 15 番目、G7 中 6 番目の水準にある。大手監査人の比率は、76.6%でほぼ平均的な水準である。限定付監査意見を付された企業数は、0.03%でかなり低い水準にある。こうした各国の差異とマクロ規制・文化因子との関連性を検証した結果、投資家保護の強い国は、そうでない国より監査報酬が高く、大手監査人の比率が高く、限定付監査意見が多く表明されることが観察された。同様に、個人主義の強い国は、そうでない国に比べて監査報酬が高い一方、長期志向と不確実性の強い国は、そうでない国に比べて監査報酬が低いことが明らかになった。以上から、監査規制や監査事務所のグローバル化が進みつつある現在においても、各国の監査の質は国ごとに差異がある。そして、その差異は、国ごとの地域性・固有性（規制因子、文化因子）の影響を受ける可能性があるといえる。監査のグローバル化にあたってはこうした各国の監査の質の多様性に与える影響を慎重に検討したうえで、基準と実務の摩擦（コンフリクト）を最小限に抑える方策を検討する必要があるだろう。

I はじめに

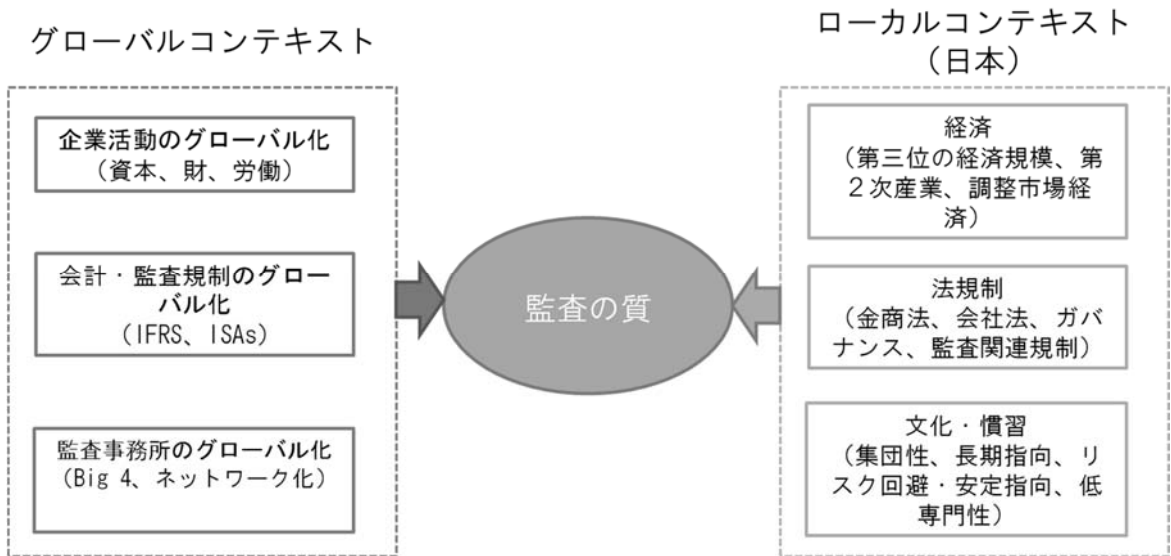
国際的な金融危機を契機として、監査規制のグローバル化は、国ごとの基準の相違や実務上の問題を内包しつつ多様な利害関係者を巻き込みながら進展してきた (Humphrey and Loft [2009])。現在、監査規制の主体は、1977年に設立された国際会計士連盟 (International Federation of Accountants: IFAC) であり、130カ国、175の加盟団体、300万人の会計士により構成されている。IFAC加盟団体は、IFACに設置された国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB) による国際監査基準 (International Standards on Auditing: ISA) を遵守する義務をもつ。また、民間団体であるIFACの公益性を担保するために、モニタリングボード⁽¹⁾によって設立・指名された公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board: PIOB) が独立した立場からIFACの監視を行なっている (北村 [2015])。これら監査規制の背景には、監査事務所のグローバル化がある。周知のように4大会計事務所と呼ばれるPwC、KPMG、Deloitte、EYによって世界的なネットワークが形成され、監査規制や実務に大きな影響をもつに至っている。

では、こうした監査規制、監査事務所のグローバル化は、監査の質 (audit quality) ⁽²⁾にどのような影響を与えてきたのだろうか。他の経済・社会規制と同様に、監査規制はそれ単独で機能するわけではなく、その国の経済状況、そ

の他の規制、文化・慣習といったローカルコンテキストとの相互作用により機能する。言い換えれば、たとえグローバル化された監査規制が導入されても、その国の状況により異なった経済的帰結 (やコンフリクト) がもたらされる可能性がある。図表1は監査の質をめぐるグローバルな環境とローカルな環境の影響を図示したものである。図表1左側は企業活動、会計・監査規制、監査事務所というグローバルコンテキスト、右側は日本のローカルコンテキストを経済、規制、文化・慣習要因に区分して整理している (角ヶ谷 [2011], Nobes and Parker [2012], Hofstede [2001])。監査規制、監査事務所のグローバル化が各国の監査実務および監査の質を均質化させていく作用因子であるとすれば、各国のローカルコンテキストは監査の質を多様化させていく作用因子であるといえる。すなわち、監査のグローバル化とは、こうした均質化と多様化のせめぎあいにより、監査の質が変容するプロセスであると捉えることができる。

果たして国際的にみて監査の均質化はどの程度進んでいるのだろうか。また、もし各国の監査実務と監査の質に多様性がみられるとすれば、それはどのようなローカルコンテキストが影響しているのだろうか。こうした問題意識のもと、本研究は、日本を含む多国間データを用いて、各国の監査の質を比較するとともに、ローカルコンテキストが監査の質に与える影響を検証する。

図表1 経済のグローバル化と監査の質



II 先行研究と仮説の設定

1. 多国間比較研究

監査の質をめぐる多国間比較研究では、監査関連変数に関する国別の差異とその説明因子に関する研究が行われてきた。Taylor and Simon [1999] は、1991年から1995年までの20カ国2,333社を対象に、訴訟リスク、ディスクロージャー、規制が高い(強い)国ほど、監査報酬の水準が高いことを報告している。また Fargher, Taylor and Simon [2001] は1994年の20カ国796社を用いて、ディスクロージャーの水準が高い国ほど大手監査人の比率が高いことを明らかにしている。Choi et al. [2008] は1996年から2002年までの15カ国21,559社を対象に、訴訟リスクが大きいほど、大手監査人とその他監査人の報酬の格差 (Big N premium) が大きいことを報告している。Francis and Wang [2008] は1996年から2004年までの42カ国68,167社を対象に、投資家保護の程度が高い国ほど、大手監査人の利益の質が高

いことを報告している。Carson [2009] は2000年の62カ国と2004年の60カ国のデータを用いて、グローバルレベルでの産業専門性をもつ監査人のほうが、そうでない監査人よりも監査報酬が高い事を明らかにした。Carson, Simnett and Tronnes [2012] は、2001年から2009年の5カ国(アメリカ、イギリス、オーストラリア、フランス、ドイツ)を対象に、(1)国ごと、法体系ごとにゴーイング・コンサーンの開示に差異がある、(2)国際ネットワーク間の差異はより少ない、(3)国ごとの差異は時系列的に漸減しつつあることを報告している。また、各国の文化的特性が被監査企業の会計行動に与える影響を明らかにしたものとして、Chan, Lin, Mo [2003] が挙げられる。彼らは、1999年のBig5の1事務所から得られた80社(15カ国)を対象に、上下関係が強いほど、個人主義が強いほど、監査上発見された会計エラーの程度が大きいことを報告している。加えて、Bik and Hooghiemstra [2017] は、Big4の監査業務2,251(50カ国)を対象に、上下関

係が強い国ほど監査責任者の関与時間が短い一方で、個人主義が強い国ほど、不確実性回避が強い国ほど監査責任者の関与時間が長いことを報告している。

では、これらの研究において日本の特徴はどの程度明らかになっているのだろうか。近年の研究を含め、日本企業をサンプルとした監査に関する国際比較研究は極めて少数である。例えば、Choi *et al.* [2008], Francis and Wang [2008], そして Bik and Hooghiemstra [2017] では日本企業は含まれておらず、Taylor and Simon [1999] と Fargher *et al.* [2001] では質問表調査に回答した 152 社と 52 社の日本企業、Chan, Lin, Mo [2003] は 13 社、Carson [2009] では 64 社の日本企業が含まれているのみである。国際比較研究という視点からすれば、日本はいまだ「不思議の国 (wonderland)」といえるかもしれない⁽³⁾。

2. 仮説

本研究では、これまで監査の質を捉える代理変数として先行研究で議論されてきた代表的な因子である監査報酬 (audit fee)、監査人 (auditor)、監査意見 (audit opinion) について日本を含む多国間データを用いて、その差異およびそれに影響する因子の関連性を分析する。本研究の概念モデルは以下の通りである。(1) 式は、監査の質は、大きく 2 つの因子による影響を受けると想定している。(1) 式右辺の X は、被監査企業とその監査人に関する一連のミクロ企業因子 (micro-economic factors) であり、Y はその監査が実施される国における一連のマクロ経済因子 (macro-economic factors) である。マクロ経済因子は規制関連因子、文化関連因子、経済関連因子の 3 つから構成される。

$$\text{audit quality} = \alpha + \beta X + \gamma Y + \varepsilon \quad (1)$$

上記の概念モデルを基礎に、本研究では二つの仮説を検証する。第一の仮説は、規制因子の高い国は、そうでない国に比べて、監査の質が高いとするものである。先述の Taylor and Simon [1999], Fargher, Taylor and Simon [2001], Choi *et al.* [2008], Francis and Wang [2008] はマクロ規制因子と監査の質の関連性を報告しており、日本データを含む多国間データを用いても当該仮説が成立するかどうかを検証する。第二の仮説は、マクロ文化因子と監査の質の関連性に関するものである。各国の文化的特徴が監査の質にどのような影響を及ぼすかはいまだよくわかっていない。監査報酬は、監査される企業の虚偽表示の可能性を見積もり、監査リスクを適正な水準に抑えるために必要な工数と時間を見積もる。Chan, Lin, Mo [2003] のように個人主義、上下関係が強いほど監査リスクが上がるとすれば、監査報酬も増加すると考えられるが、一方で、上下関係の強さは従業員の個人的な不正の可能性を減少させる可能性もある。また、Bik and Hooghiemstra [2017] は個人主義、上下関係、不確実性回避といった特性が監査責任者の関与時間に影響することを報告しているが、全体としての監査時間への影響についてはわからない。以上から、クライアントと監査人の文化的特性が監査時間および報酬に影響を与える可能性はあるものの、その事前予測は困難である。また、監査人の選択や監査意見の形成に関する文化因子の影響は理論的にも実証的にもほとんどわかっていないため、本研究では検証の対象としない。

H1 ミクロ経済因子をコントロールした上で、マクロ規制因子の高い国は、そうでな

い国に比べて、監査報酬が高く、大手監査人による監査が選好され、限定付監査意見がより多く表明される。

H2 ミクロ企業因子をコントロールした上で、マクロ文化因子と監査報酬の水準は関連性を有する。

Ⅲ リサーチデザイン

1. 検証モデル

概念モデルを検証モデルに落とし込んだものが以下の(2)式である。従属変数は監査報酬 (FEERATIO)、監査人 (AUDITOR)、監査意見 (OPINION) の3つである。その他の要因を所与とすれば、監査報酬が高いほど、4大監査人に監査されているほど、限定付監査意見が付される可能性が高いほど、質の高い監査であるとされる。これに影響を与える第一の因子が、ミクロ経済因子である。ミクロ経済因子は、規模、複雑性、リスクの3つである。規模は総資産 (TA)、複雑性は事業セグメント数 (NBS)、

所在地セグメント数 (NGS)、リスクは流動比率 (QUICK)、負債比率 (LEV)、損失 (LOSS)、純資産時価簿価比率 (MB)、売上債権比率 (ARTA)、そして棚卸資産比率 (INVTA) である。なお、監査報酬および監査意見を従属変数とする場合は、監査人もミクロ因子として組み込む。第二の因子であるマクロ因子は、規制因子、文化因子、そして経済因子の3つである。規制因子は法体系 (LAW)、開示 (DIS)、損害賠償 (LIT)、公的執行力 (PUB) の4つであり、判例法 (Common Law) の国ほど、そして開示、損害賠償、公的執行力が強いほど、投資家保護の程度が高いとみなせる。なお、各指標の詳細は、Francis and Wang [2008] および La Porta et al. [2006] を参照されたい。文化因子は、上下関係 (PDI)、個人主義 (IDV)、不確実性回避 (UAI)、長期志向 (LTO) の4つから構成される。なお、各指標の詳細は、Hofstede [2001] および Hofstede et al. [2010] を参照されたい。最後に、マクロ因子として、一人当たり GDP (GDP) をコントロール変数として設定する。

$$\begin{aligned} \text{audit quality} = & \alpha + \beta_1 TA + \beta_2 NBS + \beta_3 NGS + \beta_4 QUICK + \beta_5 LEV + \beta_6 LOSS + \beta_7 MB + \beta_8 TAAR \\ & + \beta_9 INVTA + \gamma_1 LAW + \gamma_2 DIS + \gamma_3 LIT + \gamma_4 PUB + \gamma_5 PDI + \gamma_6 INV + \gamma_7 UAI + \gamma_8 LTO \\ & + \gamma_9 GDP + \gamma_{10} GDP + Year + Industry + \varepsilon \quad (2) \end{aligned}$$

図表 2 変数の定義

<i>Audit quality</i>	
FEE RATIO	= 監査報酬／総資産
AUDITOR	= 4 大監査法人に監査されていれば 1，その他は 0
OPINION	= 限定付監査意見が表明されていれば 1，その他は 0
<i>Micro factors</i>	
TA	= 総資産（自然対数）
NBS	= 事業セグメント数
NGS	= 所在地セグメント数
QUICK	= 流動比率
LEV	= 負債比率
LOSS	= 当期純損失を計上してあれば 1，その他は 0
MB	= 純資産時価簿価比率
ARTA	= 売上債権／総資産
INVTA	= 棚卸資産／総資産
<i>Macro factors</i>	
LAW	= 判例法であれば 1，その他は 0
DIS	= 情報開示インデックス（La Porta et al.2006）が中央値以上であれば 1，その他は 0
LIT	= 損害賠償インデックス（La Porta et al.2006）が中央値以上であれば 1，その他は 0
PUB	= パブリック・エンフォースメントインデックス（La Porta et al.2006）が中央値以上であれば 1，その他は 0
PDI	= 上下関係インデックス（Hofstede 2001）が中央値以上であれば 1，その他は 0
IDV	= 個人主義インデックス（Hofstede 2001）が中央値以上であれば 1，その他は 0
UAI	= 不確実性回避インデックス（Hofstede et al.2010）が中央値以上であれば 1，その他は 0
LTO	= 長期志向インデックス（Hofstede et al.2010）が中央値以上であれば 1，その他は 0
GDP	= 一人当たり GDP（ドルベース，自然対数）

IV 分析結果

1. データ

本研究で用いる他国間データはトムソン・ロイター社の DATASTREAM から入手した。矢

澤 [2018b] において用いられたデータセレクションと同様に、2011 年から 2015 年における 32 カ国・地域の上場企業 74,863 社／年を分析対象サンプルとする。

図表3 データの抽出基準

32 カ国・地域の企業 (2011-2015)		166,418
控除:		
金融業 (SIC コード 6000-6999)	(23,250)	
他国企業	(19,425)	
監査報酬の開示なし	(42,457)	
分析に必要なデータが入手不能	<u>(6,423)</u>	<u>91,555</u>
分析サンプル (2011-2015)		74,863

サンプルの国別分布をみると、最も企業数の多い国が日本の12,001社・年(16%)であり、アメリカ11,096社・年(14.8%)、中国9,570社・年(12.8%)と続いている。サンプルの時系列推移をみると、2011年は11,426社であり、

2013年に17,102社に増加し、2015年は15,942社とやや減少しているものの、全体的にデータベースに収録された企業数が増加傾向にあることがわかる。

図表4 国別・時系列サンプル

	2011	2012	2013	2014	2015	総計	割合(%)
日本	1,473	1,638	2,905	3,047	2,938	12,001	16.0
アメリカ	2,136	2,054	2,215	2,189	2,502	11,096	14.8
イギリス	719	713	723	745	733	3,633	4.9
ドイツ	260	316	334	326	306	1,542	2.1
フランス	309	302	340	335	309	1,595	2.1
イタリア	130	117	144	132	120	643	0.9
カナダ	352	349	501	546	387	2,135	2.9
オーストラリア	657	660	608	634	545	3,104	4.1
インド	1,515	1,576	1,380	880	690	6,041	8.1
中国	347	1,830	2,308	2,429	2,656	9,570	12.8
香港	881	959	1,055	1,092	994	4,981	6.7
台湾	76	73	802	933	827	2,711	3.6
韓国	697	725	1,251	1,256	926	4,855	6.5
シンガポール	276	371	445	400	286	1,778	2.4
南アフリカ	112	119	142	129	111	613	0.8
ニュージーランド	42	45	60	74	74	295	0.4
マレーシア	490	553	648	569	388	2,648	3.5
スウェーデン	133	216	216	216	211	992	1.3
スイス	112	114	117	106	106	555	0.7
ノルウェイ	82	96	114	114	106	512	0.7

ポーランド	96	123	230	233	234	916	1.2
スペイン	81	77	85	72	77	392	0.5
フィンランド	71	78	80	79	77	385	0.5
デンマーク	66	71	71	61	52	321	0.4
パキスタン	75	80	103	93	94	445	0.6
オランダ	51	52	52	53	50	258	0.3
ベルギー	47	52	50	48	49	246	0.3
オーストリア	33	36	38	37	35	179	0.2
フィリピン	43	39	18	10	9	119	0.2
ポルトガル	29	28	20	18	17	112	0.1
アイルランド	19	18	19	19	18	93	0.1
ナイジェリア	16	17	28	21	15	97	0.1
総計	11,426	13,497	17,102	16,896	15,942	74,863	100.0

図表 5 は監査の質とマクロ因子の記述統計量を示している⁴⁾。監査の質の代理変数である監査報酬、監査人、監査意見の水準をみると、監査報酬についていえば、日本は、32 カ国・地域中 15 番目、G7 中 6 番目の水準にある。大手監査人の比率は、76.6%でほぼ平均的な水準

である。限定付監査意見は、0.03%でかなり低い水準にあることがわかる。なお、データの制約から、中国とポーランドは規制因子、南アフリカ、ポーランドおよびナイジェリアは文化因子がない点に注意が必要である。

図表 5 記述統計

	N	AFEE	ADTR	OPION	LAW	DIS	LIT	PUB	PDI	IDV	UAI	LTO
日本	12,001	0.0940	76.55	0.03	0	0.75	0.66	0	54	46	92	88
アメリカ	11,096	0.2065	65.83	3.54	1	1	1	0.9	40	91	46	26
イギリス	3,633	0.1903	64.63	1.51	1	0.83	0.66	0.68	35	89	35	51
ドイツ	1,542	0.1229	64.59	0.26	0	0.42	0	0.22	35	67	65	83
フランス	1,595	0.1300	66.90	0.44	0	0.75	0.2	0.77	68	71	86	63
イタリア	643	0.0848	89.58	0.78	0	0.67	0.22	0.48	50	76	75	61
カナダ	2,135	0.1171	88.10	0.70	1	0.92	1	0.8	39	80	48	36
オーストラリア	3,104	0.2013	59.60	6.77	1	0.75	0.83	0.9	38	90	51	21
インド	6,041	0.0285	9.10	0.71	0	0.92	0.66	0.67	77	48	40	51
中国	9,570	0.0247	11.95	0.20	0	-	-	-	80	20	30	87
香港	4,981	0.0915	68.08	2.67	1	0.92	0.66	0.87	68	25	29	61
台湾	2,711	0.0630	89.41	0.04	0	0.75	0.66	0.52	58	17	69	93
韓国	4,855	0.0398	56.64	0.02	0	0.75	0.66	0.25	60	18	85	100
シンガポール	1,778	0.1179	68.79	2.87	1	1	0.66	0.87	74	20	8	72
南アフリカ	613	0.1429	80.91	1.47	1	0.83	0.66	0.25	-	-	-	-
ニュージーランド	295	0.1097	93.56	1.02	1	0.67	0.44	0.33	22	79	49	33
マレーシア	2,648	0.0537	49.17	0.94	1	0.92	0.66	0.77	104	26	36	41

(次頁に続く)

図表 5 記述統計 (前頁から続き)

	N	AFEE	ADTR	OPINON	LAW	DIS	LIT	PUB	PDI	IDV	UAI	LTO
スウェーデン	992	0.2065	93.35	0.00	0	0.58	0.28	0.5	31	71	29	53
スイス	555	0.1266	96.40	0.18	0	0.67	0.44	0.33	34	68	58	74
ノルウェー	512	0.0939	92.38	0.00	0	0.58	0.39	0.32	31	69	50	35
ポーランド	916	0.0287	50.22	2.18	0	-	-	-	-	-	-	-
スペイン	392	0.0637	73.21	1.28	0	0.5	0.66	0.33	57	51	86	48
フィンランド	385	0.1158	99.74	0.00	0	0.5	0.66	0.32	33	63	59	38
デンマーク	321	0.1527	95.95	0.62	0	0.58	0.55	0.37	18	74	23	35
パキスタン	445	0.0153	63.82	0.00	0	0.58	0.39	0.58	55	14	70	50
オランダ	258	0.0911	94.19	0.00	0	0.5	0.89	0.47	38	80	53	67
ベルギー	246	0.0818	78.46	1.22	0	0.42	0.44	0.15	65	75	94	82
オーストリア	179	0.0360	69.27	0.00	0	0.25	0.11	0.17	11	55	70	60
フィンランド	119	0.0275	79.83	0.84	0	0.83	1	0.83	94	32	44	27
ポルトガル	112	0.0399	89.29	0.89	0	0.42	0.66	0.58	63	27	104	28
アイスランド	93	0.1204	100.00	4.30	1	0.67	0.44	0.37	28	70	35	24
ナイジェリア	97	0.0477	85.57	0.00	0	0.67	0.39	0.33	-	-	-	-

AFEE=監査報酬/総資産 (%), ADTR=大手監査人 (Big 4) に監査されていれば 1, それ以外は 0, OPINON=限定付監査意見 (qualified opinion) が表明されていれば 1, それ以外は 0

2. 2 変量分析

監査の質とマクロ規制・文化因子との関連性を2変量分析により検証する。結果は図表6のとおりである。法体系(LAW)では、判例法(common law)に属する国は、大陸法(code law)に属する国に比べて監査報酬比率、大手監査人比率、限定付監査意見の開示企業数が統計的に有意に高い。同様の傾向は、賠償責任

(LIT)、パブリックエンフォースメント(PUB)の高低においても見られる。図表7で示されている文化因子と監査報酬の関連性についてみると、個人主義(IDV)が強いほど、不確実性回避(UAI)が強いほど、監査報酬が高く、逆に、上下関係(PDI)が強いほど、長期志向(LTO)が高いほど、監査報酬が低い。

図表6 2変量分析(マクロ規制因子)

LAW	FEERATIO	AUDITOR	OPINION	N
	z 値	t 値	t 値	
code law	0.00050	0.5213	0.0026	44,487
common law	0.00141	0.6638	0.0296	30,376
	-101.09***	-39.19***	-31.50***	
DIS	FEERATIO	AUDITOR	OPINION	N
	z 値	t 値	t 値	
Low	0.00095	0.7311	0.0089	35,698
High	0.00093	0.5457	0.0230	28,679
	0.39	49.89***	-14.64***	
LIT	FEERATIO	AUDITOR	OPINION	N
	z 値	t 値	t 値	
Low	0.00075	0.6373	0.0075	47,665
High	0.00188	0.6805	0.0370	16,712
	-76.61***	-10.08***	-27.05***	
PUB	FEERATIO	AUDITOR	OPINION	N
	z 値	t 値	t 値	
Low	0.00066	0.6395	0.0026	33,288
High	0.00140	0.6581	0.0286	31,089
	-75.11***	-4.95***	-27.18***	

*, **, ***はそれぞれ 10%, 5%, 1%水準で有意であることを示す。

図表 7 2 変量分析 (マクロ文化因子)

PDI	FEERATIO z 値	N
Low	0.00139	37,744
High	0.00040	35,493
	124.97***	
IDV	FEERATIO z 値	N
Low	0.00053	39,220
High	0.00124	34,017
	-79.20***	
UAI	FEERATIO z 値	N
Low	0.00067	41,272
High	0.00086	31,965
	-18.86***	
LTO	FEERATIO z 値	N
Low	0.00106	37,483
High	0.00056	35,754
	60.58***	

*, **, ***はそれぞれ 10%, 5%, 1%水準で有意であることを示す。

3. 多変量分析

続いて、ミクロ因子を組み込んだ(1)式の結果を検討する。第一に、マクロ規制因子と監査報酬の関連性を見ると、図表8パネルAで示されたように、規制因子(LAW, DIS, LIT, PUB)はすべて監査報酬と統計的に有意な正の関連性を示しており、投資家保護の強い国ほど、監査報酬が高いという仮説と一貫する。第二に、図表8パネルBに示された規制因子と監査人の関係をみてみると、規制因子のうち、開示(DIS)以外の3つの変数は監査人と有意な正の相関となり、同じく投資家保護の強い国ほど、大手監査人による監査が選好されるという仮説と整合的である。第三に、図表8パネルCにおける規制因子と監査意見の結果からは、規制因子(LAW, DIS, LIT, PUB)はすべて監査意見と統計的に有意な正の関連性を示して

おり、投資家保護の強い国ほど、限定付監査意見が表明される企業数が多いという仮説と一貫するといえる。総じてみると、日本データを含む多国間データを分析した結果、投資家保護規制の強さは監査の質に影響を与えるというこれまでの知見と一貫することがわかった。

図表8パネルDでは文化因子と監査報酬の関連性を検証した結果を示している。文化因子のうち、個人主義(IDV)は監査報酬と正、不確実性回避(UAI)と長期志向(LTO)は負の関連性を示している。上下関係(PDI)は符号は負であるものの、統計的に有意ではない。これらの結果は、個人主義が強いほど虚偽表示リスクが高くなり、監査時間も長くなる、また、不確実性回避傾向が強くなり、また長期志向であるほど、虚偽表示リスクが低くなり、監査時間が短くなると解釈することができるかもしれない。

図表 8 規制・文化因子と監査の質

パネル A 規制因子と監査報酬

	Dep.Var=FEE RATIO				
	予測符号	係数 t 値	係数 t 値	係数 t 値	係数 t 値
LAW	+	0.0043 2.6***			
DIS	+		0.0045 1.87*		
LIT	+			0.0083 2.28**	
PUB	+				0.0048 3.26***
Micro factors		Include	Include	Include	Include
Industry Effect		Include	Include	Include	Include
Year Effect		Include	Include	Include	Include
Adj.R ²		0.323	0.323	0.323	0.323
No of Obs.		74,863	64,377	64,377	64,377

*, **, ***はそれぞれ 10%, 5%, 1%水準で有意であることを示す。

パネル B 規制因子と監査人

	Dep.Var=AUDITOR				
	予測符号	係数 z 値	係数 z 値	係数 z 値	係数 z 値
LAW	+	0.759 58.59***			
DIS	+		-0.402 -35.87***		
LIT	+			0.461 34.01***	
PUB	+				0.471 34.68***
Micro factors		Include	Include	Include	Include
Industry Effect		Include	Include	Include	Include
Year Effect		Include	Include	Include	Include
Pseudo.R ²		0.149	0.123	0.120	0.122
No of Obs.		74,863	64,377	64,377	64,377

*, **, ***はそれぞれ 10%, 5%, 1%水準で有意であることを示す。

パネル C 規制因子と監査意見

	Dep.Var=OPINION				
	予測符号	係数 z 値	係数 z 値	係数 z 値	係数 z 値
LAW	+	0.335 7.38***			
DIS	+		0.228 6.72***		
LIT	+			0.061 1.86*	
PUB	+				0.292 5.67***
Micro factors		Include	Include	Include	Include
Industry Effect		Include	Include	Include	Include
Year Effect		Include	Include	Include	Include
Pseudo.R ²		0.326	0.331	0.327	0.331
No of Obs.		74,863	64,377	64,377	64,377

*, **, ***はそれぞれ 10%, 5%, 1%水準で有意であることを示す。

パネル D 文化因子と監査報酬

	Dep.Var=FEE RATIO				
	予測符号	係数 t 値	係数 t 値	係数 t 値	係数 t 値
PDI	+/-	-0.0027 -1.22			
IDV	+		0.0044 2.12**		
UAI	+/-			-0.0037 -1.65*	
LTO	-				-0.0038 -2.13**
Micro factors		Include	Include	Include	Include
Industry Effect		Include	Include	Include	Include
Year Effect		Include	Include	Include	Include
Adj.R ²		0.323	0.323	0.323	0.323
No of Obs.		73,237	73,237	73,237	73,237

*, **, ***はそれぞれ 10%, 5%, 1%水準で有意であることを示す。

V まとめと今後の課題

1. まとめ

監査の質の代理変数である監査報酬、監査

人、監査意見は、各国において差異がある。監査報酬についていえば、日本は、32 カ国・地域中 15 番目、G7 中 6 番目の水準にある。大手監査人の比率は、76.6%でほぼ平均的な水準で

ある。限定付監査意見は、0.03%でかなり低い水準にある。こうした各国の差異は、規制因子、文化因子と関連している可能性がある。投資家保護の強い国は、そうでない国より監査報酬が高く、大手監査人の比率が高く、限定付監査意見が多く表明される。同様に、個人主義の強い国は、そうでない国に比べて監査報酬が高い一方、長期志向と不確実性の強い国は、そうでない国に比べて監査報酬が低い⁶⁾。

以上から、監査規制や監査事務所のグローバル化が進みつつある現在においても、各国の監査実務は国ごとに差異がある。そして、その差異は、国ごとの地域性・固有性（規制因子、文化因子）の影響を受ける可能性があるといえる。監査のグローバル化にあたってはこうした各国の監査実務に与える影響を慎重に検討したうえで、基準と実務の摩擦（コンフリクト）を最小限に抑える方策を検討する必要があるだろう。

2. 今後の研究機会

本研究では、日本を含む多国間データを用いて各国の監査の質の差異とそれに影響を与えるマクロ因子の関連性を検証した。ただし、以下のように残された課題は多く、さらなる検証が望まれる。

日本では、近年、グローバルに対応するため監査基準や規制の改定（内部統制報告・監査、不正リスク対応基準、監査上の主要な検討事項（KAM）、監査法人ガバナンスコードなど）が続いているが、こうしたグローバルな監査基準とローカルな監査実務の摩擦（コンフリクト）としてどのようなものがありうるか。そして、その摩擦はどのような規制因子、文化因子（会計規制、コーポレート・ガバナンス、大陸法、協調主義など）とどのように関係するのだろうか。さらに、そうした摩擦（コンフリクト）は

どのように解消されていくのだろうか。

多国間に目を向けると、そもそも各国の監査実務はどの程度まで統一されなければならないのか、あるいは統一されるのかという問いも重要であるといえる。さらに、監査基準の適切な運用のあり方について各国との比較から何を学ばよいか。また、監査の質という重要であるがしかし、概念的に多様な意味を内包するものをどのように多国間で比較していけばよいか。

さらに、本研究を含むアーカイバル研究では、監査プロセスや監査判断に迫ることが難しいが、規制因子や文化因子が監査プロセスや監査判断に与える影響を検証することも重要である。すなわち、監査人の監査判断は、規制因子・文化因子にどのように影響されるのだろうか、監査人の監査判断は、国ごとの監査チームや個人的資質（業務責任者とスタッフ、教育・研修、審査、報酬、IT など）とどのように関連するのだろうか、といった点についても検証することが望まれる。

注

- (1) モニタリングボードは証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions: IOSCO）、世界銀行（World Bank）、欧州委員会（European Commission: EC）、監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators: IFIAR）などから構成される。
- (2) 監査の質（あるいは、監査の品質）に関する包括的な議論は町田 [2018] を参照されたい。
- (3) 矢澤（2013, 2016, 2018b）は日本データを含む多国間データを用いて監査報酬の水準を調査しているものの、日本語による論文のため、国際的にみればいまだ日本企業の監査報酬に関する多国間比較に関する知見はほとんどないといえる。また、日本データを用いたアーカイバル監査研究については矢澤（2018a）によるレビューを参照されたい。
- (4) 紙幅の関係からマイクロ企業因子の記述統計量は

省略している。詳細は矢澤（2018b）を参照されたい。

- (5) 文化因子は、被監査企業と監査人への影響が異なるため、より深い検討が必要である。

参考文献

- Bik, O. and R. Hooghiemstra [2017], “The effect of national culture on auditor-in-charge involvement,” *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.36, No.1, pp.1-19.
- Carson, E. [2009], “Industry specialization by global audit firm networks,” *The Accounting Review*, Vol.84, No.2, pp.355-382.
- Carson, E., R. Simnett, and P. C. Tronnes [2012], “International consistency in audit reporting behavior: Evidence from going concern modifications,” *Reports*, http://files.iaaer.org/research/IAASB_Report_Final_working_version_9_January_2012.pdf?1406556333
- Chan, K. H., K. Z. Lin, and P. L. L. Mo [2003], “An empirical study on the impact of culture on audit-detected accounting errors,” *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.22, No.2, pp.281-295.
- Choi, J-H, J-B. Kim, X. Liu, and D. A. Simunic [2008], “Audit pricing, legal liability regimes, and Big 4 premiums: Theory and Cross-country evidence,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.25, No.1, pp.55-99.
- Fargher, N., M. H. Taylor, and D. T. Simon [2001], “The demand for auditor reputation across international markets for audit services,” *The International Journal of Accounting*, Vol.36, No.4, pp.407-421.
- Francis, J. R. and D. Wang [2008], “The joint effect of investor protection and Big 4 audits on earnings quality around the world,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.25, No.1, pp.157-191.
- Hofstede, G. [2001], *Culture's Consequences: Comparing Values, Behaviors, Institutions, and Organizations Across Nations*, Sage Publications.
- Hofstede, G., G. J. Hofstede, and M. Minkov [2010], *Cultures and Organizations: Software of the Mind 3rd edition*, McGraw-Hill.
- Humphrey, C., and Loft, A. [2009], “Governing audit globally: IFRC, the new International financial architecture and auditing profession,” In Chapman, C. S., Cooper, D. J., and Miller, P. B. (eds.), *Accounting, Organizations and Institutions: Essays in Honour of Anthony Hopwood*, Oxford University Press, pp. 205-232.
- La Porta, R., F. Lopez-De-Silanes, and A. Shleifer [2006], “What works in securities laws?” *The Journal of Finance*, Vol.61, No.1, pp.1-32.
- Nobes, C. and R. Parker [2012], *Comparative International Accounting 12th edition*, Peason Education Limited.
- Taylor, M. H. and D. T. Simon [1999], “Determinants of audit fees: The importance of litigation, disclosure, and regulatory burdens in audit engagements in 20 countries,” *International Journal of Accounting*, Vol.34, No.3, pp.375-88.
- 北村歳治 [2015] 「監査をめぐる国際論議—会計監査の舞台を支える公益監視委員会（PIOB）のインフラ活動—」『会計・監査ジャーナル』第 716 号, 42-51 頁。
- 角ヶ谷典幸 [2011] 「ホーリスティック観と日本の会計環境」『国際研究学会年報』2011 年度 2 号, 45-60 頁。
- 町田祥弘 [2018] 『監査の品質 日本の現状と新たな規制』中央経済社。
- 矢澤憲一 [2013] 「監査報酬の国際実態比較—日本企業の監査報酬は本当に低いのか？」『青山経営論集』第 48 巻第 2 号, 267-281 頁。
- 矢澤憲一 [2016] 「監査報酬の国際実証研究：なぜ日本企業の監査報酬は低いのか」『青山経営論集』51(3), pp.221-247. 第 51 巻第 3 号, 221-247 頁。
- 矢澤憲一 [2018a] 「日本データを用いたアーカイバル監査研究の可能性—我々は日本の監査の質について何を知っているのか」『青山経営論集』第 53 巻第 2 号, 41-59 頁。
- 矢澤憲一 [2018b] 「監査報酬の国際実証研究：日本企業の監査報酬は増えたのか」『青山経営論集』第 53 巻第 3 号, 48-70 頁。

(付記) 本稿は、国際会計研究学会第 35 回研究大会の統一論題報告における筆者の報告に基づき執筆したものである。報告準備の際に、座長の角ヶ谷典幸先生（名古屋大学）をはじめ、統一論題報告者の草野真樹先生（京都大学）、坂口順也先生（名古屋大学）、菅原智先生（関西学院大学）から多くの貴重な助言と有益な示唆を頂いた。記して感謝申し上げる。なお、あり得べき誤りは筆者個人に帰するものである。